

「札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」等に係わる機械式駐車装置の取り扱いについて

駐車場法施行規則の一部を改正（平成27年1月1日）され、機械式駐車装置については平成28年7月1日以降安全機能も含め、新大臣認定を受けた機械式駐車装置を設置することとされております。

（参考 国土交通省 HP（「駐車場法施行規則の一部を改正する省令」について

http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi09_hh_000025.html）

関係条例等の取扱い

上記の改正を受け、関係条例等に基づき、建築物に付属して機械式駐車装置を設置する場合についても、平成28年7月1日以降に機械式駐車装置を設置する場合は新大臣認定を受けた機械式駐車装置の設置が必要となります。

届出済みの建築物についても変更の届出が必要となります。

関係条例等

- ・ 札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例
- ・ 札幌市共同住宅等における駐車施設の設置に関する指導要綱

詳しくは建築指導部建築安全推進課特定審査担当係
(011-211-2867) までお問い合わせください。